平成２２年（フ）第８３号
山形県酒田市若宮町２丁目１番１―44号　県営川南アパート１号棟
債務者　鈴木　紀浩
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第９２号
山形県酒田市北千日町15番２号
債務者　大内　静子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３２３号
群馬県高崎市京目町1215番地
債務者　郷　　周平
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３４４号
群馬県安中市松井田町二軒在家650番地23
債務者　秋山　　忍
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第７３２号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目３番地３　サンライトマンション102
債務者　千葉　大典
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７３４号
埼玉県坂戸市緑町17番12―205号　プティ・ソレイユ
債務者　河崎　　正
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７８６号
埼玉県所沢市有楽町２番３号
債務者　岩田　美樹
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４６４号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木1868番地１　ハシヅメアパート１号
債務者　石井　一之
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２６６４号
高松市国分寺町国分1235番地８、申立時の住所名古屋市港区本宮町８丁目32番地の11
債務者　中村　幸一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７２号
名古屋市守山区小幡５丁目12番34号　喜多山西住宅２棟204号
債務者　水野　　浩
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１０号
愛知県岡崎市稲熊町字８丁目78番地１中島アパート
債務者　木戸　正秋
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
京都府綾部市上原町才ノ谷23番地
債務者　四方　義純
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第６７４９号
大阪府枚方市楠葉面取町2198番地の９
債務者　柳澤　　博
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６４号
福島県会津若松市大町１丁目５番27号、住民票上の住所福島県会津若松市城前６番27号　プロヴィデンス城前Ｂ号
債務者　牛木ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６９３号
神奈川県小田原市城山２丁目18番36号
債務者　伊藤　隆之
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７５５号
神奈川県秦野市本町１丁目８番15号タナック秦野501号
債務者　森内　理恵
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７５９号
神奈川県伊勢原市串橋278番地　県営串橋ハイツ406号
債務者　青山　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部